

令和8年 8 月 24 日
仮 訳

杭州戦略行動計画(2026-2035)

ユネスコ「人間と生物圏(MAB)計画」及び
「生物圏保存地域世界ネットワーク(WNBR)」に関する行動計画

目次

1. 杭州 MAB 戦略行動計画	3
・グローバルな背景	3
・ユネスコ中期戦略 (2022-2029) との関連性	3
・MAB 計画及び世界ネットワーク (WNBR) の歩み	4
・ビジョン	5
・ミッション	5
・目標	5
2. MAB 計画及び世界ネットワーク (WNBR) (2026-2035) 行動目 標	7
・目標 A: 多国間環境協定 (MEAs) 及び「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」達成 への貢献。	7
・目標 B: 資金・人材両面の拡充により、MAB 計画と世界ネットワーク (WNBR) の基盤をさら に強化し、卓越したネットワークとしての価値と機能を高める。	11
・目標 C: 持続可能な開発目標に沿った自然との共生の実現に向け、科学的探究を推し進め、 世界ネットワーク (WNBR) から得られた知見や教訓を共有するとともに、持続可能な未来への 変革を先導し、2030 年以降の新たな国際協定の策定へとつないていく。	15
3. 杭州戦略行動計画の進捗管理と評価	19

I. 杭州 MAB 戦略行動計画

・グローバルな背景

杭州戦略行動計画（2026–2035）は、現在及び将来の課題に対処し、地球規模での持続可能な社会の実現に関する新たなビジョンの中核に生物圏保存地域を位置付けている。本計画が掲げるビジョンは、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」とその先を見据えた取組及び「昆明・モントリオール生物多様性枠組」（KMGBF）と軌を一にするものである。また、本計画には、開発モデルや国際協力の在り方の再考を求める「未来のための協定」（2024 年未来サミット成果文書）の内容も盛り込まれている。この協定は、過去の選択に起因する人類存続のリスクを認めつつも、知識、イノベーション、地球規模の協働を活用した前向きな前進への道を強調している。

杭州戦略行動計画は、先住民族や地域社会を実践の中核に据え、公正で公平かつ持続可能な社会を推進しながら、生物多様性の保全と持続可能な利用、生態系の回復力の向上、気候変動対策に資する未来への貢献を目指す。

さらに、本計画は、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（UNDRIP）の推進における生物圏保存地域の役割を強化するものであり、「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学–政策プラットフォーム」（IPBES）による変革アセスメント報告書の成果を基盤とする。加えて、生物多様性損失の危機、気候変動、環境汚染といった地球規模の課題に対し、国際社会が一体となって、緊密な連携に基づき対処するための多国間主義の重要性を改めて強調している。

MAB 計画は、持続可能な開発、平和、安全保障及び人権をその枠組みに据え、こうした変革の推進役として自らを位置付けている。1976 年に創設された「生物圏保存地域世界ネットワーク（WNBR）」（以下「世界ネットワーク（WNBR）」という。）は、2025 年時点で 136 か国、759 の生物圏保存地域を擁するまでに発展した。これらの地域は、機能的なゾーニングと協働参画型の管理運営を通じた、保全、持続可能な開発、技術的支援を一体的に推進するためのモデルとして機能している。

・ユネスコ中期戦略（2022–2029）との関連性

環境科学及び保全の分野におけるユネスコの先駆的な役割は、1968 年の生物圏会議から始まり、持続可能な開発に関するその後の多国間政策や会議の礎を築いた。MAB 計画と世界ネットワーク（WNBR）は、ユネスコ中期戦略（2022–2029）と完全に軌を一にしており、アフリカ、ジェンダー平等、若者、そして小島しょ開発途上国（SIDS）に焦点を当てながら、持続可能な開発目標を支援している。ユネスコ中期戦略（2022–2029）は、組織を 21 世紀の課題に適応させるためのロードマップであり、国際協力、持続可能な社会の実現、より公平で回復力のある社会の実現に焦点を当てている。平和、正義、持続可能な社会というユネスコの核心的な使命を中心に据えた当該戦略は、次の3つの柱を中心に構成されている。(i)包摂的かつ公平な教育、(ii)持続可能な社会と人類のウェルビーイングのための科学、(iii)持続可能な開発の原動力としての文化である。MAB 計画は、多角的、(超)学際的なアプローチを通じ、また 50 年以上の経験を生かすことで、ユネスコの戦略目標に貢献し、質の高い教育、生涯学習、持続可能な社会の実現を推進している。生物圏保存地域は、社会的統合や異文化間対話を育む学びのプラットフォームとして機能しており、ユネスコ中期戦略（2022–2029）の目標を直接的に支えている。MAB 計画は、科学的研究と地域社会

の知に基づいて、自然に根ざし、科学に裏付けられた課題解決を提供する。

・MAB 計画及び世界ネットワーク (WNBR) の歩み

MAB 計画は、1971 年に創設された。これは 1945 年のユネスコ創設以来蓄積されてきた経験を生かし、教育、科学、文化を通じて平和を構築するというユネスコ本来の使命を具現化したものである。50 年以上にわたり、同計画は科学に基づき、人間を自然の不可分な一部として捉える視点を重視しながら、生物多様性の保全と持続可能な開発を包括するビジョンへと進化を遂げてきた。従来の保全モデルを超え、生物圏保存地域は、人間と地球上のより多様な生命との関係性を最優先している。これにより、生物多様性の保全を進めるとともに、地域社会の生活条件を改善するための主体的な関与、参画、協働管理を促進し、持続可能な社会の実現を推進している。

1976 年に MAB 計画の主要な構成要素として設立された世界ネットワーク (WNBR) は、現在 700 万 km²以上の面積をカバーし、生物圏保存地域内で暮らす3億人以上の人々を結び付け、持続可能な開発のための学びの場となる世界的なプラットフォームとして機能している。また、生物多様性や文化・自然遺産の保全と持続可能な利用、健全で持続可能な生活基盤の強化、研究、教育、機能的なゾーニング、住民主体の管理運営を通じた知識の向上とインスピレーションの創出を包括的に実践するためのモデルとなっている。

MAB 計画と世界ネットワーク (WNBR) は、世界的な活動を導くために、住民主体の参加型戦略や行動計画を策定してきたが、そこには国際会議で採択された重要な文書が含まれる。具体的には、生物圏保存地域の拡大と強化に焦点を当てた「ミンスク行動計画」(1983 年)、ネットワークの基礎となる基準と機能を確立した「セブリア戦略及び生物圏保存地域世界ネットワーク (WNBR) 定款」(1995 年)、国境を越えた協力を強調した「パンプローナ勧告」(2000 年)、ミレニアム開発目標 (MDGs) に沿った「生物圏保存地域のためのマドリッド行動計画」(2008 年)、そして持続可能な開発目標の達成と気候変動への対応に焦点を当てた「リマ行動計画」(2016 年) 等である。

さらに、生物圏保存地域の管理を強化するため、MAB 計画の国際・地域・国内組織が共同で技術指針、成功事例、勧告を策定してきた。その中核となる資料が「生物圏保存地域テクニカルガイドライン (TGBR)」(2022 年) であり、過去の戦略の実施をサポートし、世界規模での監督から地域レベルでの管理に至るまで、一貫した管理運営を確保するための役割を果たしている。

2013 年以降、世界ネットワーク (WNBR) の質的向上に大きな重点が置かれてきた。これには、全ての生物圏保存地域が、「生物圏保存地域世界ネットワーク (WNBR) 定款」で定義された基準を満たすことが求められ、満たさない場合は同ネットワークから自主的に脱退することを求める離脱戦略の策定と、その実施が含まれていた。2017 年から、この離脱戦略は更なる高みを目指す段階へと移行し、同ネットワーク全体におけるゾーニング、管理運営及び管理体制の顕著な改善をもたらした。

ユースの重要な役割を認識し、MAB 計画は、持続可能性と世代間の公平性を是正するために不可欠な要素として、若者の参画を一層重視するようになっている。2017 年に開催された第 1 回世界 MAB ユースフォーラムは大きな転換点となり、国や地域レベルでのユースネットワークの創設へとつながった。2019 年には、生物多様性に焦点を当てた第 2 回世界ユースフォーラムが開催され、この取組がさらに強化された。その後、「AfriMAB」、「ArabMAB」、「EuroMAB」、「IberoMAB」といった地域のユースネットワークがフォーラムを組織し、世界ネットワーク (WNBR)

に貢献する活動計画を策定し、MAB の枠組みにおける若者の参画を強化するための作業部会を立ち上げてきた。若者の参画をさらに進めるため、2022 年にはユース参画に関するオープンエンド作業部会が設置され、2024 年に MAB 計画国際調整理事会において採択された。

杭州戦略行動計画が世界各地の国、地方、地域の個別の状況に応じた活動へと確実に移されるためには、主体性、協働、そして持続的なコミットメントが不可欠である。

・ビジョン

私たちのビジョンは、人類が地球という惑星の未来を共に理解し、人間以外の生命との相互依存関係を認める世界である。そこでは、個人や地域社会が責任を持って協働し、自然と調和して生きる健全で平和かつ繁栄した社会を築いている。特に、世代を超えて共有された公正、社会的・生態学的な連帯が重視される。

このビジョンを達成するためには、人間を自然の中の不可分な一部として捉え、人類と自然界との関係性を根本から再考することを含む抜本の変革が必要である。杭州戦略行動計画は、生物圏保存地域がそれぞれの地域内外で、こうした変革を促す触媒としての役割を十分に果たすことができるよう後押しするものである。

・ミッション

MAB 計画と世界ネットワーク (WNBR) は、生物圏保存地域の境界の内外を問わず、このビジョンの実現に貢献する。杭州戦略行動計画 (2026-2035) は、4つの主要なアプローチによって、このビジョンを具体化している。

- ・ 生物多様性の保全と持続可能な開発へ大きく貢献する MAB 計画及び世界ネットワーク (WNBR) の取組を活用することで、多国間環境協定 (MEAs) や持続可能な開発目標の既存の目的や目標の達成を後押しする
- ・ 予算と人員の拡充により、MAB 計画及び世界ネットワーク (WNBR) を強化し、生態系の健全性、機能及び回復力に対する卓越性の向上と協働の促進を図る
- ・ 共同研究や実践コミュニティを通じて、生物圏保存地域をイノベーションの源泉とし、変化する地球で暮らし続けるという喫緊の課題に対し、迅速な対応をとっていくこと
- ・ 世界ネットワーク (WNBR) の知や経験を活用し、2030 年以降の国際合意の指針を示すとともに、持続可能で再生型の開発に向けた政策や実践への変革を促す

・目標

杭州戦略行動計画 (2026-2035) は、加盟国及びその他のステークホルダーが、MAB 計画、世界ネットワーク (WNBR) を通じ、主要な地球規模の課題に対処できるよう支援することを目指す。

科学と研究への支援、生物圏保存地域のモデルとしての役割を通じ、本計画は「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」とその先の持続可能な開発目標の実現に貢献する。同時に、加盟国、世界ネットワーク (WNBR)、より広く MAB コミュニティのレベルにおいて、「パリ協定」、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」及び MAB 計画の目的に合致する地域間協定の達成を支援する。

MAB 計画は、以下の目標を通じ、人間と自然との調和ある共生を促進することを目指す。

- ・目標 A:
多国間環境協定 (MEAs) 及び「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」達成へ貢献する。
- ・目標 B:
資金・人材両面の拡充により、MAB 計画と世界ネットワーク (WNBR) の基盤をさらに強化し、卓越したネットワークとしての価値と機能を高める。
- ・目標 C:
持続可能な開発目標に沿った自然との共生の実現に向け、科学的探究を推し進め、世界ネットワーク (WNBR) から得られた知見や教訓を共有するとともに、持続可能な未来への変革を先導し、2030 年以降の新たな国際協定の策定へとつないでいく。

2. MAB 計画及び世界ネットワーク (WNBR) (2026-2035) 行動目標

杭州戦略行動計画 (2026-2035) を、実効性をもって確実に実行し、そのビジョンとミッションを達成するために、34 の行動目標が設定されています。これらの目標は全て、2035 年までの迅速な行動と達成を必要とするものであり、先述の目標や地球規模の環境課題に沿うものとなっている。

これらの行動目標は、各国が自国の状況や優先事項に応じて検討することが強く推奨される自発的な行動の指針を示すものである。世界ネットワーク (WNBR) には、地域ごとの違いがあり、優先事項の設定は国家、地方、地域レベルで行われるため、より定量的な目標や具体的な施策の設定は、これら各レベルで進めることが推奨される。

行動目標は、関係当局や先住民族、地域社会の協力の下、地方自治体やステークホルダーによる知識の共有と主体的な関与の強化を通じて実施されるべきものである。全ての行動目標の実施には、資金調達と能力構築が必要となる。

杭州戦略行動計画 (2026-2035) では、これらの行動目標達成のためには、資金、能力構築及び技術面のより手厚い支援によって、開発途上国 (特に小島しょ開発途上国) が、MAB 計画実施のための取組を改善することが重要であるとの認識を示している。

・目標 A:

多国間環境協定 (MEAs) 及び「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」達成への貢献。

生物圏保存地域は、人間と自然との関係性を活動の核心に据えることで、生態系としての健全性がどのように生活の質や持続可能性を向上させ得るかを実証している。

生物圏保存地域は、各国が「昆明・モンリオール生物多様性枠組 (KMGBF)」を実行する上でのモデル地域として機能することができ、生物多様性と生態系サービスを地域の管理計画に反映し、持続可能な利用を促進することで、包摂的な保全と持続可能な開発への貢献を果たす。

さらに、相乗効果の創出や、より緊密な連携を通じて、ユネスコの中期戦略、多国間環境協定 (MEAs)、そして現在及び将来にわたる持続可能な開発目標の達成に向け、より広く貢献することができる。

MAB 計画と世界ネットワーク (WNBR) は、平和、包摂的な保全及び持続可能な社会の開発を推進し、行動を加速させる起爆剤となるとともに、人々、地域社会、様々な文化的価値観をも巻き込んだ幅広い参画を促すことで、2030 年以降を見据えた持続可能な未来を形作ることができる。

(行動目標 1)

生物圏保存地域を自然と人間社会の共生のモデルとして位置付け、その展開を図る

- ・ 2026 年から 2035 年にかけて、全ての生物圏保存地域が、少なくとも 1 つの実証プロジェクトを通じて、健康、文化、暮らし、幸福に対する自然の恵みを自ら体現する。このプロジェクトは自然と人間社会の共生を核とし、世界ネットワーク (WNBR) 外の地域のモデルとなるものとする。

(行動目標2)

持続可能な開発のための 2030 アジェンダを支援する

- ・ 2030 年までに、全ての生物圏保存地域が、持続可能な開発目標に対する自らの貢献を、それぞれの管理計画又は戦略に盛り込む。
- ・ 2035 年までに、地球規模の「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」とその先を見据えた取組を、全ての生物圏保存地域の管理計画又は戦略に盛り込む。
- ・ 2035 年までに、全ての生物圏保存地域が、現在及び将来の多国間環境協定 (MEAs) に対する具体的な貢献の内容と対象を明確にし、これらを管理計画又は戦略に盛り込む。

(行動目標3)

生物圏保存地域が果たす貢献を「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」に組込む

- ・ 2030 年までに、全ての生物圏保存地域がその価値を明示するために、国及び地域の生物多様性戦略行動計画 (NBSAPs 及び LBSAPs)、ナショナルレポート、国土空間計画文書、持続可能な開発戦略、モニタリング・報告システムを含む各国の生物多様性及び持続可能な開発計画に掲載される。
- ・ 2028 年までに、全ての生物圏保存地域が、「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」に対する貢献を明確化し、管理計画又は戦略に反映させる。

(行動目標4)

自然生息地を保全する

- ・ 2035 年までに、全ての生物圏保存地域において、核心地域及びその他の生物多様性の高い地域における自然生息地の純損失をなくす。また、緩衝地域及び移行地域における自然生息地の保全と回復のための戦略を実行する。
- ・ 2035 年までに、全ての生物圏保存地域が、生息地の保全、生態系劣化の軽減、連続性と回復力の維持を通じて、人間社会の営みに起因する種の絶滅を阻止することに貢献する。

(行動目標5)

生態系回復プロジェクトを推進する

- ・ 2035 年までに、全ての生物圏保存地域が、劣化が生じている地域を特定し優先順位を設定した上で、少なくとも1つの生態系回復プロジェクトを開始又は推進する。
- ・ 2035 年までに、核心地域において劣化が生じている全ての地域(存在する場合)で回復措置(自然再生を含む。)が講じられており、緩衝地域内の劣化地域の 50%、移行地域内の劣化地域の 30%で回復措置を講じる。

(行動目標6)

生物圏保存地域が、「昆明・モンテリオール生物多様性枠組 (KMGBF)」の目標3に貢献することを確実にする

- ・ 2028 年までに、生物圏保存地域の役割が認識され、「昆明・モンテリオール生物多様性枠組 (KMGBF)」の目標3「30x30(2030 年までに陸と海の 30%以上を保全するという目標)」の達成に向けた国家戦略に盛り込まれている。

- ・ 2030 年までに、全ての核心地域が、「昆明・モントリオール生物多様性枠組 (KMGBF)」の目標3の要件を満たす法的保護資格を有している。
- ・ 2028 年までに、MAB 国内委員会、生物圏保存地域、先住民族、地域社会、多様な有識者の主体的な参画の下、国、地方、地域の状況や背景を考慮に入れながら、緩衝地域帯や移行地域が、保護地域以外の効果的な保全手段 (OECMs) として機能する可能性について、国家レベルでの検討が完了している。
- ・ 2030 年までに、「昆明・モントリオール生物多様性枠組 (KMGBF)」の目標3に対する生物圏保存地域の貢献が、ナショナルレポートに反映されている。

(行動目標7)

外来生物 (IAS) に対処するための行動を管理する

- ・ 2030 年までに、生物圏保存地域内に存在する優先対策外来種及び優先管理外来種を特定する。また、実行可能かつ費用対効果が高い場合には、核心地域、緩衝地域、移行地域間が連携して、外来生物の管理、モニタリング、コミュニケーション及び情報発信に取り組む体制を確立する。
- ・ 2035 年までに、全ての生物圏保存地域及び(又は)その関係組織が、これらの取組を開始し、優先対策外来種による悪影響の排除、最小化、減少又は緩和を目的とした管理・制御の観点から、外来生物の侵入、定着、拡大をモニタリングする。

(行動目標8)

汚染の削減

- ・ 2035 年までに、全ての生物圏保存地域が、あらゆる発生源からの汚染(特に肥料、農薬、プラスチックに起因するもの)を削減するための総合的な取組を実施する。また、基準値を設定するための現地調査の実施、測定可能な目標の設定、主要な関係者間の調整により、新たなリスクを未然に防ぐ。

(行動目標9)

生産的陸域・海域の持続可能な利用の推進

- ・ 核心地域における、生物多様性及び生態系サービスの有害又は持続不可能な利用の一切を可及的速やかに停止する。
- ・ 2030 年までに、緩衝地域における生物多様性及び生態系サービスの有害又は持続不可能な利用を防止する。
- ・ 2035 年までに、全ての生物圏保存地域が、あらゆる分野の関係者が生態学的かつ持続可能な方法で自らの活動を管理することを奨励するための戦略と仕組みを策定する。主要な部門が、持続可能で環境再生型の取組を実施できる仕組みを構築するとともに、表彰、ブランド化、認証、憲章の制定及び広報活動を通じて、成功事例を広く発信し、その普及と他地域への展開を促す。

(行動目標 10)

気候変動対策に資する取組の実施

- ・ 2030 年までに、全ての政府が「国連気候変動枠組条約 (UNFCCC)」、「パリ協定」及び「国連砂漠化対処条約 (UNCCD) 行動計画」の履行に対する生物圏保存地域の貢献を認め、評価している。
- ・ 2035 年までに、全ての生物圏保存地域が、気候変動への適応・緩和策を自らの管理計画に盛り込むとともに、「自然を基盤とした解決策」や「生態系を基礎とした手法」を取り入れ、気候変動の原因削減(温室効果ガスの排出抑制等)に積極的に貢献する。
- ・ 2035 年までに、全ての生物圏保存地域が、「自然を基盤とした解決策」や「生態系を基礎とした手法」を中心とする事業を、少なくとも 1 つ実施する。

(行動目標 11)

補助・支援制度の改革

- ・ 2030 年までに、全ての生物圏保存地域が、生物多様性や生態系サービスに悪影響を及ぼしている補助金や制度等を特定して報告し、それらを生物多様性に有益な効果をもたらす方向へと転換するよう働きかけを行う。
- ・ 2035 年までに、全ての生物圏保存地域が、政府、民間部門その他の関係主体と連携し、持続可能な資金調達の仕組みを強化するとともに、資金援助制度を検討する。同時に、生物多様性や持続可能な開発に資する補助や支援がもたらす恩恵についての認知向上を図る。

(行動目標 12)

消費習慣の変革

- ・ 2035 年までに、全ての生物圏保存地域が、意識啓発、持続可能な開発のための教育、広報活動を展開し、責任ある消費行動や、持続可能かつ環境再生型の生活様式を奨励する。また、地域に即した取組の展開を通じて、人と自然を再びつなぐとともに、成功事例を地域の枠を超えて横展開し、長期的な行動変容を促す。

(行動目標 13)

包摂的な運営体制の整備

- ・ 2030 年までに、全ての生物圏保存地域において、多様な主体が参画する透明性の高い開かれた運営体制を整える。また、科学的知見と、自由意思による、事前の十分な情報に基づく先住民族や地域社会の同意による、先住民族の知及び地域社会の伝統的知の双方を取り入れる。

・目標 B:

資金・人材両面の拡充により、MAB 計画と世界ネットワーク (WNBR) の基盤をさらに強化し、卓越したネットワークとしての価値と機能を高める。

MAB 計画及び世界ネットワーク (WNBR) は、あらゆる階層の多様な関係者に届き、生物圏保存地域の役割と価値に対する認識を高めるため、現代の魅力的な情報発信の手法へと移行する。

この移行を推進するため、加盟国は、実効性のある学際的な MAB 国内委員会又はそれと同等の組織の設置を含む適切な取組を通じ、世界ネットワーク (WNBR) を強化するとともに、生物多様性の保全、持続可能な開発、調査研究、教育、そして全員参加型の運営体制を実現する、効果的な生物圏保存地域管理のための資金と学際的な人材を提供する。

世界中の生態系の健全性と回復力を確保するためには、包摂的で成果重視の世界ネットワーク (WNBR) が不可欠である。MAB 計画の使命を推し進めるため、すべてのユネスコ加盟国は、特に生物多様性の豊かな地域において、沿岸及び海洋の保存地域を含めた生物圏保存地域の設置を推進すべきである。

包摂性は、生物圏保存地域の日常に関わる全ての担い手にも適用される。生物圏保存地域は、その地のステークホルダーや権利者が実行力をもって参画するためのモデル地域であり、生物多様性の保全における先住民族や地域社会の重要性を正に認め、尊重する。

生物圏保存地域は、好ましい社会変革を推進する。2030 アジェンダのモットーである「誰一人取り残さない」を具体化し、世界ネットワーク (WNBR) は基本原則として平等を適用し、特にジェンダー平等の推進に注力する。また、MAB 計画の履行における現在及び将来の担い手としての若者の参画を重視し、そのための環境を整える。

生物圏保存地域は、公平かつ包摂的な社会転換と国際社会における公平性の実現に対する役割を果たすことで、平和構築に貢献することができる。また、世界ネットワーク (WNBR) は、紛争や自然災害の被害を受けた生物圏保存地域を支援する連携網としても機能し得る。とりわけ、国境を跨ぐ生物圏保存地域は、自然保全と持続可能な開発における協力を推し進めると同時に、隣国間の平和的な関係を育む上で、特に注目に値するものである。

こうした協力を推進するため、世界ネットワーク (WNBR) の情報共有の枠組みを活用すべきであり、生物圏保存地域間での姉妹提携や交流事業を確立すべきである。

MAB 計画の分野別及び地域別ネットワークは、全員参加型の行動計画を策定し、実効性のある広報戦略を展開するとともに、十分な資金を確保することにより、その活動を強化する。

MAB 計画は、ユネスコファミリーの多様性を尊重し、ユネスコスクール、持続可能な開発のための教育 (ESD) に関わる地域社会、ユネスコ・カテゴリー2センター、ユネスコチェアといった、ユネスコの枠組みにおける異なる部門との協力や他の国連機関等との連携を通じ、その結びつきを強化する。

生物圏保存地域は、持続可能な開発目標や「昆明・モンリオール生物多様性枠組」(2022-2030) その他の関連する国連の地球規模あるいは地域的な諸条約の進捗状況をモニタリングするための国内の検証拠点としても機能し得る。この目的を達成するため、情報は体系化され、検索可能、入手可能、相互利用・再利用可能、比較可能かつ透明性の高いものでなければならない。

(行動目標 14)

新規の生物圏保存地域(特に国境を跨るもの)の誕生による世界ネットワーク(WNBR)の網羅性の向上

- ・ 2035 年までに、世界ネットワーク(WNBR)に全てのユネスコ加盟国から少なくとも 1 つの生物圏保存地域が加わり、生物群系及び地理的均衡の観点から、同ネットワークの網羅性を向上させる。
- ・ 2035 年までに、世界ネットワーク(WNBR)における生物圏保存地域及び国境を跨る生物圏保存地域の数的大幅に増加させる。その過程において、さらなる支援が必要であることを認識する。

(行動目標 15)

先住民族・地域社会のための生物圏保存地域

- ・ 2035 年までに、各国の MAB 国内委員会及びユネスコ国内委員会が、歴史的にその地域に居住し、管理を行ってきた先住民族や地域社会の世界ネットワーク(WNBR)への参画を積極的に支援する。その際、彼らの自由意思による、事前の十分な情報に基づく同意を確実に得るとともに、生物圏保存地域の指定手続きへの実効性のある全面的な参画を保障する。
- ・ 2035 年までに、該当する全ての生物圏保存地域が、指定、管理、運営の手続きにおいて、先住民族と地域社会の全面的かつ実効性のある参画を保障する。
- ・ 2035 年までに、世界ネットワーク(WNBR)が、生物圏保存地域が持つ3つの機能の不可欠な要素として、先住民族と地域社会の自然に関する知、実践及び文化の継承と活用を後押しする。

(行動目標 16)

一貫性のあるデータ収集、高度なモニタリング、評価の推進

- ・ 2026 年までに、生物圏保存地域の推薦及び定期審査の様式と手続きを、より使いやすい形式とする。これにより、生物圏保存地域の審査や評価に向けた基礎データを体系的かつ継続的に収集することを容易にする。
- ・ 2028 年までに、MAB 事務局が、推薦申請書類、定期審査様式その他の MAB 計画に関する文書やデータの全面的な利用を実現するために必要な仕組みを構築し、2014 年に国際調整理事会で採択されたオープンアクセス方針を履行する。
- ・ 2030 年までに、MAB 事務局が、生物圏保存地域の管理の実効性を透明性高く評価するための技術的指針や、相互運用可能で使いやすいツールや手続きを提供し、モニタリングにおけるデジタルの活用を強化する。

(行動目標 17)

MAB 計画の分野別・地域別ネットワークの強化

- ・ 2028 年までに、全ての分野別・地域別ネットワークが、多様な関係者との協議のもとで策定された行動計画に合意する。この計画には、広報・情報発信戦略と十分な資金が伴い、活発な参画による実効性のある運営を確保する。

(行動目標 18)

生物圏保存地域(沿岸・海洋)の強化と支援

- ・ 2028 年までに、世界ネットワーク(WNBR)が、沿岸・海洋生物圏保存地域特有の課題に対処するためのガイドラインを策定し、推薦、管理、モニタリングを支援する。
- ・ 2035 年までに、世界ネットワーク(WNBR)が、沿岸・海洋生物圏保存地域の確実な増加を図り、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の目標3「30x30(2030 年までに陸と海の30%以上を保全するという目標)」の達成に貢献する。

(行動目標 19)

MAB 国内委員会(又は同等の組織)の実効性ある運営と代表性の向上

- ・ 2035 年までに、各国の MAB 国内委員会(又は同等の組織)が実効性をもって運営され、多分野連携・分野横断型及び世代を超えたアプローチによって、組織構成の拡充が推進される。その際、いかなるジェンダー差別も排除し、学術機関、行政、生物圏保存地域の管理運営機関や、若者、先住民族、地域社会等の関係主体の代表を含めるものとする。

(行動目標 20)

MAB ユースネットワークの展開

- ・ 2027 年までに、MAB ユースネットワークが資金獲得戦略を策定し、2030 年までに、世界ネットワーク(WNBR)からの資金拠出を含むパートナーシップ制度やその他の財政的枠組みを通じ、資金を獲得する。
- ・ 2030 年までに、世界ネットワーク(WNBR)は、公式及び非公式のユース間の連携を促進する等、地元地域、国内、広域ブロック及び国際的な各階層において、若者が MAB 計画関連の活動に積極的に関与するための機会を確保する。
- ・ 2035 年までに、世界ネットワーク(WNBR)は、生物圏保存地域内を含む全ての階層の意思決定過程への若者の幅広く恒常的な参画を推進する。これにより、MAB 国際調整理事会(ICC)、生物圏保存地域国際諮問委員会(IACBR)、MAB 国内委員会、生物圏保存地域管理委員会、生物圏保存地域の参加型組織、分野別・地域別ネットワークを含む MAB 計画に関わる全ての組織における若者の参画機会を確保する。
- ・ 2026 年から 2030 年にかけて、MAB 事務局が、ユネスコの地域事務所や現地事務所、生物圏保存地域ネットワーク及び主要な関係者と協力し、参加者の多様性と包摂性に配慮した上で、毎年少なくとも 150 人の若者を対象とした、地域の実情に即した能力開発活動を企画・実施する。

(行動目標 21)

MAB 計画におけるジェンダー平等を推進する

- ・ 2028 年までに、MAB 事務局が、ジェンダー別データ(管理運営や生物圏保存地域関連活動への参画状況、受領した便益などを含む。)に関する一連の項目を精査した上で国際調整理事会(ICC)に提出し、推薦様式、ナショナルレポート、定期報告(中間レビューを含む。)に反映させる。
- ・ 2028 年までに、全ての生物圏保存地域及び MAB 国内委員会(又はこれに相当する組織)が、ジェンダー行動計画の策定などを通じて、ジェンダー不平等の解消に取り組む。

- ・ 2030 年までに、MAB 計画と世界ネットワーク (WNBR) が、各地域におけるニーズを考慮しながら、管理運営におけるジェンダー不平等に確実に対処するための措置を講じる。
- ・ 2035 年までに、全ての生物圏保存地域及び MAB 国内委員会 (又はこれに相当する組織) が、ジェンダー平等と公正な機会確保に向けた進捗状況を評価検証し、適切に対処するために、ジェンダー別のデータを収集する。

(行動目標 22)

ユネスコファミリー及び国連関係機関を結集し、ユネスコ指定地域を通じ成功事例を普及させる

- ・ 2030 年までに、全ての生物圏保存地域が、それぞれの MAB 国内委員会及び日本ユネスコ国内委員会の支援を受け、必要に応じて地域・国内・国際的なユネスコファミリーの関係メンバーに働きかけ、サステナビリティ・サイエンス、持続可能な開発のための教育 (ESD)、能力開発における連携活動に取り組んでいる。また、生物圏保存地域としての指定基準を満たすための効果的な管理を強化する目的で、ユネスコ世界遺産条約、ユネスコ世界ジオパーク計画その他のユネスコ科学計画との相乗効果の創出を図る。
- ・ 2030 年までに、加盟国及びユネスコ指定地域間で、経験や教訓を共有するための学習基盤が MAB 事務局によって構築され、経済、社会及び生態系の均衡を確保する上での生物圏保存地域の役割を明確にする。

(行動目標 23)

生物圏保存地域のための十分な予算と人員に対する公的支援の確保

- ・ 2028 年までに、生物圏保存地域が、各国政府の支援を受け、MAB 計画の基準に基づく3つの機能を果たすために必要な予算と人員を確保する。
- ・ 2028 年までに、全ての生物圏保存地域が、杭州戦略行動計画を実行するために必要な資源と能力を備え、技術的支援や資金援助を得るために、国際、国内、地域組織との連携を強化している。
- ・ 2030 年までに、生物圏保存地域における人員と予算の充実により、地域、国内、国際的な各階層における官民の連携を強化する。

(行動目標 24)

世界ネットワーク (WNBR) 内の生物圏保存地域間で連携した能力開発の推進

- ・ 2027 年までに、全ての生物圏保存地域、国内委員会、地域別・分野別ネットワークが、世界ネットワーク (WNBR) 内における能力開発のニーズを明確にし、杭州戦略行動計画の実行を通じて、これに対処する。
- ・ 2028 年までに、MAB 事務局が、地域事務所や現地事務所その他の関係者と連携し、世界ネットワーク (WNBR) の強みを生かしながら、能力開発の要請とその支援組織とをつなぐ役割を果たす。
- ・ 2026 年から 2035 年にかけて、全ての生物圏保存地域が、世界ネットワーク (WNBR) 内での長期的な連携や、知識、成功事例の共有を推進するため、少なくとも 1 つの交流、提携又は姉妹提携事業を確立する。

(行動目標 25)

世界ネットワーク (WNBR) 内における連帯の醸成

- ・ 2028 年までに、世界ネットワーク (WNBR) が MAB 計画事務局を通じて、ユネスコの使命に基づき、紛争地域にある生物圏保存地域のための模範的な手法を開発し、地域社会の協働を育み、対話と平和、紛争の予防と解決を推進する。
- ・ 2030 年までに、世界ネットワーク (WNBR) が MAB 事務局の支援を受けながら、紛争地域や紛争後の地域又は自然災害の被害を受けた地域において、生物圏保存地域を維持・再構築するための、同ネットワークからの支援を結集する仕組みを構築する。

(行動目標 26)

世界ネットワーク (WNBR) における情報発信の強化

- ・ 2030 年までに、世界ネットワーク (WNBR) は、地域及び地域社会間の技術的格差を考慮した上で、革新的、包摂的かつ透明性の高い方法で、主要なステークホルダーを中心に、社会の幅広い層に対し情報発信を行う。
- ・ 2030 年までに、世界ネットワーク (WNBR) は MAB 計画の支援の下、能力開発や知識共有、持続可能な開発のための教育を促進するとともに、生物圏保存地域及び MAB ネットワーク間の連携を強化し、国境を越えた平和と幅広い参画を奨励するために、効果的かつ相互利用可能で、誰もが利用しやすい情報発信ツールやプラットフォームを開発・運用する。
- ・ 2030 年までに、各生物圏保存地域が、効果的かつ相互利用可能で、誰もが利用しやすい情報発信ツールやプラットフォームを開発・運用する。

・目標 C:

持続可能な開発目標に沿った自然との共生の実現に向け、科学的探究を推し進め、世界ネットワーク (WNBR) から得られた知見や教訓を共有するとともに、持続可能な未来への変革を先導し、2030 年以降の新たな国際協定の策定へとつないていく。

政府間科学計画としての MAB 計画が有する先駆的な役割に鑑み、生物圏保存地域が「自然との共生」に向けた変革に必要な環境をどの程度整備できているかを検証することは、極めて重要である。同時に、国連の「持続可能な開発のための科学の国際的 10 年」(2024-2033)の実施や、ユネスコの「科学者の自由と安全に関する行動への要請」をどのように支援してきたかを評価することも、同様に重要性を有する。

杭州戦略行動計画(2026-2035)は、「持続可能な開発目標」(2015-2030)及び「昆明・モントリオール生物多様性枠組」(2022-2030)の終期と重なり、さらにその先の 2030 年以降の期間まで及ぶものである。したがって、これまでに得られた教訓や成功事例、直面した課題、そして新たに生じるニーズを反映し、柔軟に対応していくことが求められる。

ユネスコが指定する生物圏保存地域は各国の管轄権の下で設置されるものであるが、MAB 計画及び世界ネットワーク (WNBR) が再生可能な天然資源の利用者や管理者とともに長年培ってきた豊富な経験は、公海及び国家管轄権外区域における生物多様性の保全と持続可能な利用を

進める上で、間違いなく有益な示唆を与えるものであり、「ユネスコ政府間海洋学委員会（IOC）」や「国連海洋科学の 10 年」をはじめとする関係機関との緊密な連携を通じて、より強固に推進されるものである。

世界ネットワーク（WNBR）は、持続可能な未来と社会の変革に向けた（超）学際的かつ課題解決に向けた統合的・対話的・創発的な研究を遂行するための経験と協力体制を有する独自の国際的なネットワークである。当ネットワークは、先住民族や地域社会、非政府組織、企業をはじめとする様々な有識者との間で、能力開発、協働、連携のための数多くの機会をもたらす。生物圏保存地域は「生きた実証実験の場」、「学習の場」として機能し、生物圏保存地域、大学、研究機関の連携を促し、国際的な共同研究に貢献する。

生物圏保存地域は、あらゆる知識、科学、教育、文化、資金を活用し、地域社会の財政状況の向上と社会的・経済的な福祉の増進を図るために強化されるべきである。これには、先住民族及び地域社会の自由意思による事前の十分な情報に基づく同意を尊重すること、伝統的な価値観を保護するために地域文化と地域経済の再生を図ること、そして、先住民族の知や地域知を科学技術と融合させることにより、持続可能な未来の在り方やライフスタイルを提示することを前提とする。

（行動目標 27）

MAB 計画実行における国内科学機関の参画及び学術面での協働の強化

- ・ 2030 年までに、加盟国の 80%において、少なくとも 1 つの国内科学機関又は研究イニシアチブが、MAB 計画及び（又は）生物圏保存地域に関連する国際共同研究計画に参画する。
- ・ 2035 年までに、MAB 計画及び世界ネットワーク（WNBR）が連携し、運動性を高めるべき他の国際的な超学際的科学計画との間で、相乗的な相互作用を創出するとともに、研究の推奨拠点として認められている生物圏保存地域のさらなる活用を模索する。

（行動目標 28）

「自然との共生」を促進するための研究及びモニタリングの実施

- ・ 2028 年までに、MAB 計画は、「自然との共生」に関する世界の認識についての研究を促進し支援する。
- ・ 2030 年までに、MAB 計画は、管理運営における現地のオピニオンリーダーや意思決定者を支援するため、先住民族の知や地域知を融合させ、若者を巻き込み、変革的な教育・研修を通じて持続可能な課題解決に関する科学的情報を発信するとともに、地域での新たな生計手段の確保に関する研究、ジェンダー平等、実証事業を支援、促進する。
- ・ 2035 年までに、全ての生物圏保存地域が、少なくとも 1 つの（超）学際的研究やモニタリングプロジェクトを実施し、持続可能な実践への移行に関する情報を、世界ネットワーク（WNBR）内、MAB 計画内及びその他の場へ共有する。

（行動目標 29）

世界ネットワーク（WNBR）内における世代を超えた平和、公平、ジェンダー平等、公正な機会に対する障壁の除去

- ・ 2030 年までに、MAB 計画は、世界ネットワーク（WNBR）内の事例研究に基づき、世代を超えた平和、公平、ジェンダー平等、公正な機会への障壁を取り除くための多角的、包括的な枠組みを構築する。あわせて、知識、成功事例、教訓を共有するための国際連携を醸成する。

(行動目標 30)

オープンサイエンス及び市民科学の推進、革新的・効果的なツールの利用促進とステークホルダーの参画の強化

- ・ 2028 年までに、MAB 計画は、大学や研究機関との国際連携及びパートナーシップを活用し、若者、先住民族、地域社会を含む全てのステークホルダーの参画を得て、生物圏保存地域内及び地域間におけるオープンサイエンスと市民科学の発展を促進し、その環境を整備する。
- ・ 2030 年までに、全ての生物圏保存地域が、多様な知の在り方を認め、調停、紛争解決、包摂的なアプローチを伴いながら、確実かつ実践的な知の創出を促すため、ステークホルダーとの革新的な協働手法を実践する。

(行動目標 31)

持続可能な未来のための「学習の場」としての生物圏保存地域の活用促進

- ・ 2028 年までに、MAB 計画が、生物圏保存地域が「昆明・モンリオール生物多様性枠組」、「リオ3条約」、「持続可能な開発目標」やその他の関連環境協定の履行にどのように貢献しているかを検証する。また、成功と失敗の要因を分析・記録して情報発信を行い、2030 年以降の国際合意における整合性と集約に寄与する。
- ・ 2030 年までに、MAB 計画は、地域の大学や研究機関との効果的な連携関係を構築し、地域レベルから地球規模までの活動についての生物圏保存地域における研究戦略の策定を促進する。
- ・ 2030 年までに、MAB 計画は、「昆明・モンリオール生物多様性枠組」、「リオ3条約」その他の 2030 年以降の目標を含む、現在及び 2030 年以降の多国間環境協定のための学習・研究拠点としての生物圏保存地域の認知度を高め、そのネットワークを、研究、実証実験、管理運営のためのツールや手法の開発を支援する拠点として位置付ける。

(行動目標 32)

ユネスコファミリー内、ユネスコ指定地域内・地域間における共同研究の醸成

- ・ 2030 年までに、MAB 計画は、学際的研究に基づき、22 世紀以降の地球の居住可能性に関する生態学的、社会的、経済的条件をテーマとする、ポスト持続可能な開発目標の国際共同プロジェクトを企画立案し、始動する。これにより、各プログラム、ユネスコチェア、カテゴリー2センター、ユネスコ指定地域をはじめとするユネスコファミリー全体、さらに国連の関連する諸活動に及ぶ広い範囲で共同研究と連携を可能にする。

(行動目標 33)

持続可能性の確保に向けた先住民族の知、地域知と科学技術の融合

- ・ 2030 年までに、MAB 計画は、自由意思による、事前の十分な情報に基づく同意を尊重した上で、先住民族の知や地域知を、科学的知、新興技術、イノベーションと融合させ、生物圏保存地域の持続可能な管理を実施し、新たに生じる課題や環境危機に、より良く対処するための特定のプログラムを策定・履行する。
- ・ 2026 年から 2035 年にかけて、MAB 計画は、世界ネットワーク (WNBR) 全体にわたる多様な知識体系を網羅・評価し、持続可能性の確保に向けたそれらの記録、保存、公表、高度化、普及のための最適な実践手法を策定する。

(行動目標 34)

持続可能性の確保に向けた教育、科学、文化の相乗効果の創出

- ・ 2028 年までに、MAB 計画は、人間社会内部及び人間社会と自然との共生と持続可能性の確保に向け、生物多様性と文化多様性を融合させた行動計画を立ち上げる。
- ・ 2028 年までに、MAB 計画は、持続可能な開発のための教育 (ESD) の原則を基盤に、
- ・ ユネスコスクールネットワーク、ESD for 2030 グローバル・ネットワーク (ESD-Net)、環境教育パートナーシップ、ユネスコの水教育や海洋リテラシーへの取組等を通し、生物圏保存地域内外における教育センター、大学、ユネスコチェア、学校のカリキュラム、学校外教育や生涯学習、職業訓練プログラム等の活動に、生物圏保存地域の原則や知識を広く普及、反映させるべく、関係者との協働を模索する。
- ・ 2030 年までに、MAB 計画は、各生物圏保存地域において、小・中学校を対象とした教材を開発し、その活用を促進する。
- ・ 2030 年までに、MAB 計画は、グローバル・シチズンシップ教育に沿って、持続可能な未来と平和を確かなものとするため、教育、科学、文化、コミュニケーションを融合させたプロジェクトを企画実施する。その際、MAB 国内委員会やユネスコ国内委員会をはじめとするユネスコファミリー全体の積極的かつ実効的な参画を得るものとする。

3. 杭州戦略行動計画の進捗管理と評価

MAB 国際調整理事会の決定に沿って、MAB 事務局は、適切な活動の推進を後押しし、実施周期やスケジュールをあらかじめ定めた上で、杭州戦略行動計画の実施状況や成果、計画の達成度合いをモニタリング、評価するための強固な体制を構築し、運用する。このプロセスにおいては、参画、学習、有用性、透明性、得られた知見の反映といった原則を指針とする。